

(経済産業省特定業種石油等消費統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された計画の変更について

経済産業省特定業種石油等消費統計調査(以下「本調査」という。)について、経済産業省は、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 水素・アンモニア・合成メタン等の次世代エネルギーに関する調査事項の追加
- (2) 報告実績に合わせた調査票のプレプリントの追加・削除等
- (3) 印刷物による公表の廃止

(1) 水素・アンモニア・合成メタン等の次世代エネルギーに関する調査事項の追加
(変更内容)

次世代エネルギーとされる非石油系燃料の水素、アンモニア及び合成メタン等の消費量等を把握する項目を追加

(審査状況)

ア 本調査は、特定の生産品目を製造する事業所を対象に、①燃料、②電力、③蒸気の受入(購入)量、消費量、生産部門別消費量等の報告を求めている。

このうち、燃料については、大きく分けて石油系燃料と非石油系燃料について燃料種別に実績を報告することとしている。(詳細は、資料1-2を参照)

イ 今般、エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づき策定した「第7次エネルギー基本計画」(令和7年2月18日閣議決定)において、二酸化炭素の排出を抑制する次世代エネルギーの利活用を促進する方針や需要規模等の数値目標が掲げられた。

ウ このため、今回の申請では、政策の進捗のフォローアップ等の観点から、非石油系燃料のうち、次世代エネルギーとされる水素、アンモニア及び合成メタン等の消費量等を定量的に把握するため、図1のとおり、調査項目を追加する計画である。

図1 調査事項の追加について

① 全ての調査票の「(原・)燃料」において、以下のとおり、非石油系燃料の項目を追加

【調査票第1、3、6、8号、9号】

1. 燃料		
項目	単位	番号
種別		

石炭	t	01 31
石炭コークス(ピッチークを含む)	t	01 32
天然ガス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都市ガス	1000m ³	01 52
合成メタン	1000m ³	01 54
水素	t	01 55
アンモニア	t	01 58
回収黒液	総乾t	01 60
炭材	総乾t	01 62
炭タイヤ	t	01 63
炭プラスチック	t	01 64
R P F	t	01 66
		01

【調査票第2号】

1. 原・燃料		
項目	単位	番号
種別		

石炭(無煙炭を含む)	t	01 31
石炭コークス(ピッチークを含む)	t	01 32
ター	t	01 34
コークス炉ガス	1000m ³	01 35
高炉ガス	1000m ³	01 36
天然ガス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都市ガス	1000m ³	01 52
合成メタン	1000m ³	01 54
水素	t	01 55
(うち、副生水素)	t	01 56
メタノール(水素原料用)	t	01 57
アンモニア	t	01 58
炭材	総乾t	01 62
炭タイヤ	t	01 63
炭プラスチック	t	01 64
R P F	t	01 66
		01
		01
		01

【調査票第4、5、7号】

1. 原・燃料		
項目	単位	番号
種別		

石炭(コークス製造用炭を除く)	t	01 31
天然ガス	1000m ³	01 50
液化天然ガス(LNG)	t	01 51
都市ガス	1000m ³	01 52
合成メタン	1000m ³	01 54
水素	t	01 55
(うち、副生水素)	t	01 56
アンモニア	t	01 58
		01
		01

② 調査票第2号(化学工業製品)の「部門別消費内訳」において、以下のとおり、アンモニア等の品目生産部門を追加

【変更案(調査票第2号)】

項目	単位	番号	3. 部門別消費内訳												
			石油化学製品		アンモニア				アンモニア誘導品		工業製品	水素	合成メタン	その他の部門	計(A~J)
			原料用	動力・燃料用	原料用	動力・燃料用	原料用	動力・燃料用	原料用	動力・燃料用					
原油(NGLを除く)	kl	03 01	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K		
NGL・コンデンサート	kl	03 02													
ガソリン	kl	03 11													
ナフサ	kl	03 12													
改質生成油	kl	03 13													

③ 調査票第4号（石油製品）の「原・燃料」において、非石油系燃料の種別をプレプリントするとともに、「発生・回収又は生産」及び「月末在庫」の項目を追加【変更案（調査票第4号）】

1. 原・燃料			費							月末在庫		
種別	項目	単位	受入	発生・回収 又は生産	ボイラ用 （燃料費等別 の区分）		ボイラ用及びコージェネレーション用以外					
					コージェネ レーション用	原料用	直接加熱用	その他用	計(E~G)			
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	
非 石 油 系 燃 料	石炭(コークス製造副産物除く)	t	01	21								
	天然ガス	1000m ³	01	50								
	液化天然ガス(LNG)	t	01	51								
	都市ガス	1000m ³	01	52								
	香炭メタン	1000m ³	01	54								
	水	t	01	55								
	(うち、副生水蒸)	t	01	56								
	アンモニア	t	01	58								
				01								
				01								

エ これらの見直しについては、行政上のニーズ等を踏まえて、新たに項目を追加するものであり、おおむね適当と考えるが、調査事項の見直しにおける検討過程や報告者の回答可能性及び報告者への対応等について確認する必要がある。

(論点)

- a 「第7次エネルギー基本計画」(令和7年2月18日閣議決定)では、次世代エネルギーについてどのような記載内容となっているか。今回、調査項目として追加する燃料種別は、同基本計画の内容を踏まえた適切なものとなっているか。
 - b 次世代エネルギーに関する調査事項について、報告者において回答が可能かどうか、何らかの検証を行っているか。
- また、報告者が適切に回答できるよう、どのような方策を講じることを予定しているか。

(2) 報告実績に合わせた調査票のプレプリントの追加・削除等
(変更内容)

これまでの調査における報告実績を踏まえ、燃料の種別について、調査票にプレプリントする項目を追加・削除等

(審査状況)

ア 本調査は、調査票に、あらかじめ報告されることが見込まれる燃料種別をプレプリントするとともに、調査票の視認性向上による記入ミス防止や疑義照会の件数を減らすため、回答が不要な箇所には斜線を入れる等の対応を行っている。

イ 今回の申請は、2014年1月分調査～2025年7月分調査までの報告実績を踏まえ、図2のとおり、プレプリントする項目を更新する計画である。

図2 プレプリントの更新について

① 全ての調査票において、これまで回答実績のある燃料種を追加

【現行（例：調査票第1号）】

【変更案（例：調査票第1号）】

1. 燃 料			
項 目		単 位	番 号
種 別			
石油系燃料	灯油	kl	01 14
	軽油	kl	01 15
	A重油	kl	01 16
	B・C重油	kl	01 18
	液化石油ガス(LPG)	t	01 20
非石油系燃料	石炭	t	01 31
	石炭コークス(ピッチコークスを含む)	t	01 32
	都市ガス	1000m ³	01 52
	回収黒液	絶乾 t	01 60
	廃材	絶乾 t	01 62
			01
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量		kJ	01 53

1. 燃 料			
項 目		単 位	番 号
種 別			
石油系燃料	ガソリン	kl	01 11
	灯油	kl	01 14
	軽油	kl	01 15
	A重油	kl	01 16
	B・C重油	kl	01 18
	炭化水素油(副生油)	kl	01 19
	液化石油ガス(LPG)	t	01 20
	オイルコークス	t	01 22
	再生油(石油由来)	kl	01 28
			01
非石油系燃料	石炭	t	01 31
	石炭コークス(ピッチコークスを含む)	t	01 32
	天然ガス	1000m ³	01 50
	液化天然ガス(LNG)	t	01 51
	都市ガス	1000m ³	01 52
	合成メタン	1000m ³	01 54
	水素	t	01 55
	アンモニア	t	01 58
	回収黒液	絶乾 t	01 60
	廃材	絶乾 t	01 62
燃料	廃タイヤ	t	01 63
	廃プラスチック	t	01 64
	R P F	t	01 66
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量		kJ	01 53

② 全ての調査票において、これまで回答実績のない燃料種を削除

【現行（例：調査票第6号）】

【変更案（例：調査票第6号）】

1. 燃 料			
項 目		単 位	番 号
種 別			
石油系燃料	灯油	kl	01 14
	軽油	kl	01 15
	A重油	kl	01 16
	B・C重油	kl	01 18
	液化石油ガス(LPG)	t	01 20
非石油系燃料	石炭	t	01 31
	石炭コークス(ピッチコークスを含む)	t	01 32
	液化天然ガス(LNG)	t	01 51
	都市ガス	1000m ³	01 52
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量		kJ	01 53

1. 燃 料			
項 目		単 位	番 号
種 別			
石油系燃料	灯油	kl	01 14
	軽油	kl	01 15
	A重油	kl	01 16
	B・C重油	kl	01 18
	液化石油ガス(LPG)	t	01 20
	再生油(石油由来)	kl	01 28
			01
非石油系燃料	液化天然ガス(LNG)	t	01 51
	都市ガス	1000m ³	01 52
	合成メタン	1000m ³	01 54
	水素	t	01 55
	アンモニア	t	01 58
都市ガス1m ³ 当たりの発熱量		kJ	01 53

③ 全ての調査票において、記入不要の項目に斜線を追加

【変更案（例：調査票第1号）】

1. 燃料			受入	消費				払出 (企業内他事務所 他企業向け)	月末在庫		
種別	項目	単位		番号	ボイラ用 (稼働時等専用 のものを除く)	コージェネ レーション用	ボイラ用及びコージェネレーション用以外				
							直接加熱用			その他用	計(D+E)
A				B	C	D	E	F	G	H	
石	ガソリン	kl	01 11								
灯	油	kl	01 14								
煤	油	kl	01 15								

④ 以下の項目で報告実績があったことから、斜線を削除

- ・「炭化水素油（副生油）」の月末在庫：調査票第2号（化学工業製品）
- ・「天然ガス」の月末在庫：調査票第2号（化学工業製品）、第5号（窯業・土石製品）

【変更案（例：調査票第2号）】

1. 原・燃料			受入	発生・回収 又は生産	消費				払出 (企業内他事務所 他企業向け)	月末在庫		
種別	項目	単位			番号	ボイラ用 (稼働時等専用 のものを除く)	コージェネ レーション用	ボイラ用及びコージェネレーション用以外				
								原料用			直接加熱用	その他用
A			B	C	D	E	F	G	H	I	J	
石	原油(NGLを除く)	kl	01 01									
	NGL・コンデンサート	kl	01 02									
石	ガソリン	kl	01 11									
油	ナフサ	kl	01 12									
油	改質生成油	kl	01 13									
油	灯油	kl	01 14									
油	軽油	kl	01 15									
油	A重油	kl	01 16									
油	B・C重油	kl	01 18									
油	炭化水素油(副生油)	kl	01 19									
石	石油(無揮発を含む)	t	01 31									
石	石炭(コークス以外)	t	01 32									
石	石	t	01 34									
ガ	コークス伊ガス	1000m ³	01 35									
ガ	伊ガス	1000m ³	01 36									
ガ	天然ガス	1000m ³	01 50									
ガ	液化天然ガス(LNG)	t	01 51									

ウ これらの見直しは、回答実績を踏まえ、調査票を改善するものであることから、特に問題はないと考えるが、④のとおり、当初、回答を想定していなかったセルに回答があった等、速やかに調査票の見直しを行う必要があることから、それらの対応方策について確認する必要がある。

(論点)

- a これまでプレプリントされていなかった燃料種別については、どのように報告があったのか。
- b 今回、新たにプレプリントする燃料種別については、これまで、各調査票において概ね何件程度の報告があったのか。また、これらのデータは集計に使用していたのか。
- c 今後、プレプリントしていない燃料種別や回答を想定していなかった（斜線がひいてある）セルに回答があった場合、速やかに調査票様式を見直す必要はないか。

(3) 印刷物による公表の廃止

(変更内容)

これまで、「e-Stat」及び「印刷物」で調査結果を公表していたが、このうち、「印刷物」による公表を廃止

(審査状況)

ア 本調査は、表1のとおり、これまで、調査結果を「e-Stat」及び「印刷物」で公表しており、このうち、印刷物については、図書館、県庁、経済産業局等に送付している。

イ 今回の申請において、主な送付先に利活用状況を確認した上で、「印刷物」による公表を廃止する計画である。

表1 調査結果の公表の方法の変更

変更案	現行
9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) □印刷物 □閲覧)	9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat 以外) ■印刷物 □閲覧)

ウ これについては、調査結果が e-Stat 及び資源エネルギー庁ホームページに公表されていることから、利用者への影響も小さいものと想定され、特段の問題はないものとするが、今後の利用者への情報提供に改善の余地がないか、念のため確認する必要がある。

(論点)

- a e-Stat や資源エネルギー庁のホームページにはどのような情報が公表されているか。これまで印刷物で公表していたものは全てインターネット上に公表されているか。
- b 利用者の利便性の向上の観点から、追加が必要な情報はないか。

2 統計委員会諮問第 77 号の答申（平成 27 年 3 月 23 日付け府統委第 26 号）における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第 77 号の答申（平成 27 年 3 月 23 日付け府統委第 26 号）では、以下の検討課題が指摘されている。

＜前回諮問の答申（平成 27 年 3 月）における今後の課題＞

第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討し、平成 29 年末までに結論を得ることが求められている。同省は、有識者等から構成された検討会等において所要の検討を行っているところであり、引き続き十分な検討を行った上で、必要に応じて本調査の調査計画の見直しを行うこと。

（審査状況）

ア 上記の課題については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の第Ⅱ期（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、エネルギーに関する体系的な整備等が盛り込まれたことを踏まえ、翌年、本調査が統計委員会に諮問された際に、これまでの検討状況について調査実施者から報告を受けた上で、その後の対応について、検討を求めたものである。

イ その後、平成 29 年 7 月の統計委員会基本計画部会第 3 回経済統計WGにおいて、第Ⅲ期基本計画の作成に向けた審議が行われ、上記課題を含むエネルギーに関する統計の体系的整備についても審議が行われ、以下のとおり、報告が行われている。

＜第Ⅲ期基本計画に係る審議の際の報告（平成 29 年 7 月）＞

① エネルギー消費統計について、総合エネルギー統計への組込みを実施しつつ、課題である時系列安定化などに向けて、委託研究により得られた方策を採用し、平成 27 年度調査において、(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入などを実施。

また、課題等の解決やデータの精緻化に向けて、拡大推計の見直しなどを実施したところであり、その効果の持続性等について今後数年間かけて検証する。

② エネルギーに関する統計の体系的な整備として、資源エネルギー庁にエネルギーに関する統計を集約させるために、経済産業省特定業種石油等消費統計調査の所管部署を調査統計部から資源エネルギー庁に変更する手続きを平成 26 年度に実施し、平成 28 年 1 月から実際に調査を開始した。

更に、エネルギー消費統計については、基幹統計化の検討が求められていることから、基幹統計化の前提となる経年変化の安定度を含めたデータの精緻化が十分であるかを判断するために、これまで実施した取組の効果の持続性等の検証が必要となる。こうしてエネルギー消費統計が基幹統計に足る状況であるか（確認）した上で、平成 34 年度末までに結論を得る予定。

ウ 当該報告を踏まえ、同WGで審議が行われた結果、「エネルギー消費統計について、見直し効果の持続性等の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る」ことが、第Ⅲ期基本計画（平成30年3月6日閣議決定）に盛り込まれた。

エ その後、現行の第Ⅳ期基本計画（令和5年3月26日閣議決定）においても、本文において、「将来的な基幹統計化も含め「エネルギー消費統計」の時系列の安定化やデータの精緻化等の取組を不断に進める」こととされ、別表においては、以下のとおり、取り組むべき内容が記載されている。

＜第Ⅳ期基本計画（令和5年3月26日閣議決定）における指摘＞

エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。（資源エネルギー庁、令和5年度から実施する）

オ 以上の経緯を踏まえ、経済産業省は、今後の課題に対する対応として、今後、本調査とエネルギー消費統計との関係整理が必要となる場合は、本調査の見直しも含めて検討することとしている。

カ これらについては、これまでの基本計画の作成に係る審議の状況を踏まえると、本調査については、現時点において直ちに対応すべき課題は特段ないものと考えられる。

キ 一方、エネルギー消費統計の見直しについては、第Ⅳ期基本計画においても検討課題として盛り込まれており、今後、毎年度公表される統計法施行状況報告において、検討状況がフォローアップされている。なお、令和6年度における検討状況は以下のとおりである。

＜令和6年度統計法施行状況報告より抜粋＞

エネルギー消費統計は、我が国のエネルギー消費動向の把握等を行う上で重要な統計であり、時系列の安定化やデータの精緻化が重要である。このため、エネルギー消費統計では、委託研究により有効性が認められた対応策（(i) 標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii) 差推定の導入、(iii) 時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用することでデータの精緻化を進めてきた。また、委託研究を通じて、これらの効果検証を継続的に実施しており、その有効性を確認しつつ引き続き本統計の精緻化に向けて取り組んでいるところ

また、最終的には次期基本計画の作成に係る統計委員会において改めて審議が行われる見込みとなっている。

ク 以上の状況を踏まえ、本部会においては、前回答申時の今後の課題の対応を確認しつつ、今後のエネルギーに関する統計の整備等について、留意すべき点等あれば整理し、その結果を統計委員会に報告することとしてはいかがか。

(論点)

特になし